

泉佐野市空き家バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に定住を希望する者に対して、本市に所在する空き家の情報を提供し、もって本市への流入及び定住を促進し、また、空き家の増加抑制に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家 戸建住宅で、建築後に居住されたことがあり、かつ、現に居住していないもの、又は近く居住しなくなる予定のものをいう。
- (2) 所有者等 空き家にかかる所有権その他の権利により、当該空き家を売却し、又は賃貸できる者をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクに基づかない空き家の取引を妨げるものではない。

2 市は、空き家にかかる売買又は賃貸借の交渉又は契約について関与しない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家等登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、泉佐野市空き家台帳登録申込書兼誓約書（様式第1号）及び泉佐野市空き家台帳物件登録書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認められるときは、空き家台帳に登録しなければならない。ただし、所有者等と登録事業者との間に不動産の仲介に関する契約が締結されていないときは、市長は空き家台帳への登録を保留することができる。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、泉佐野市空き家台帳登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に登録を通知するものとする。
- 4 第2項による空き家台帳への登録の期間は、登録の日から起算して2年間（以下「登録期間」という。）とする。ただし、再登録することを妨げない。
- 5 市長は、第2項に規定する内容等の確認に当たり、必要に応じて空き家等の現地確認を行うものとする。

（空き家台帳登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定により空き家台帳への登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、泉佐野市空き家台帳登録事項変更届出書兼誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（空き家台帳の登録の取消し）

第6条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第2項の規定により空き家台帳に登録した情報を抹消するとともに、泉佐野市空き家台帳登録取消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家台帳に登録した空き家等の売買又は賃貸借等の契約が成立したとき。
- (2) 登録期間を経過したとき。
- (3) 登録者から泉佐野市空き家台帳登録取消申請書（様式第6号）の提出があったとき。

- (4) 虚偽又は不正の手段により、空き家台帳への登録を行ったと認められるとき。
- (5) 所有者等が空き家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他空き家台帳に登録されていることが不相当と認められるとき。

(登録情報の公開)

第7条 前条の規定により、登録した空き家に関する情報は、市のホームページ等により公開するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 空き家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、泉佐野市個人情報保護条例（平成11年泉佐野市条例第28号）に定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。